

尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付要領

(通則)

第1 尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、尾鷲市補助金等交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）及び環境課関係補助金交付要綱（平成14年尾鷲市告示第57号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 この要領は、環境保全対策資材の設置を促進し、市内の家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化や、庭木の剪定枝、落葉等の減容・減量化を図り、もって市民の自主的な環境美化活動の促進及び、生活環境の保全に寄与する事を目的とする。

(用語の定義)

第3 この要領において、環境保全対策資材（以下、「資材」という。）とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 電力又は手動により生ごみを分解、減容し、堆肥化又は消滅させる器具をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 微生物等を利用して生ごみを分解、減容し、堆肥化する容器で、材質が耐水性及び耐久性を備えているもの（コンポスト・ぼかし容器を含む）をいう。
- (3) ガーデンシュレッダー 動力を利用して庭木の剪定枝、落葉等を粉碎しチップ化する器具（最大粉碎能力が直径35ミリ以下のもの）をいう。

(補助金の交付対象者)

第4 市は、市内において、資材を設置しようとする次の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生ごみ処理機、生ごみ処理容器については、本市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録原票に登録されている者（以下「本市住民等」という。）で、かつ、資材を自己所有地又は自己管理下にある土地建物の範囲内で設置し、家庭から排出される厨芥類等の生ごみの処理に活用しようとする者
- (2) ガーデンシュレッダーについては、本市住民等又は本市において自主的に環境美化活動などの環境保全に取り組む、地域住民で構成された営利を目的としない子ども会、PTA、自治会などの市民団体（以下「団体」という。）のうち事前に尾鷲市に登録を行い市長が認めた団体で、環境美化を目的に、資材を庭木の剪定枝、落葉等の処理に活用しようとする者

(3) 資材を常に良好な状態で維持管理ができる者

2 この要領に基づき補助を受けた者で次の場合は、再びこの要領に基づく補助金の交付申請をおこなうことができる。

(1) 電動生ごみ処理機又はガーデンシュレッダーは、交付を受けた日から5年を経過した場合。

(2) 生ごみ処理容器は、交付を受けた日から5年を経過した場合。ただし、基数及び補助金の額が1回の申請で限度に達していない場合は、交付を受けた日から5年以内に補助金の交付限度額までの1回目の残額について交付申請をおこなうことができる。なお、この場合、2回目の交付を受けた日から5年を経過しない場合は、再びこの要領に基づく補助金の交付申請をおこなうことができないものとする。

(団体の登録)

第5 ガーデンシュレッダーを団体で申請しようとする場合は、環境保全団体登録申請書(第1号様式)により、市長に登録を申請しなければならない。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、資材の購入費の2分の1の額とし、次に定める数量及び金額を限度として交付する。ただし、補助金の額を算定し、百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(1) 生ごみ処理機 1世帯あたり1機とし、交付限度額を30,000円とする。

(2) 生ごみ処理容器 1世帯当たり2基までとし、1世帯に対する交付限度額を5,000円とする。

(3) ガーデンシュレッダー 1世帯あるいは1団体あたり1機とし、交付限度額を30,000円とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8 市長は、第7の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(資材の購入)

第 9 第 8 の 2 の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定日の翌日から起算して 3 ヶ月以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに購入しなければならない。

(申請事項の変更)

第 10 補助対象者は、申請内容を変更しようとするとき又は購入を中止しようとするとき、若しくは交付決定額に変更を生じるときは、補助金変更承認・変更交付申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認・変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により必要に応じて所要の条件又は理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 11 補助対象者は、第 8 の 2 の規定又は第 10 の 2 の規定により資材を購入したのち、実績報告書（第 7 号様式）に次の書類を添付して報告するものとする。

(1) 資材を購入した販売店の領収書（商品名、購入金額、購入者名<申請者名>、購入日、購入店名が記載されたもの）

(2) 補助金交付決定通知書の写し。ただし、補助金変更交付決定通知書を受けている場合はその写し

2 実績報告書は、購入後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 市長は、第 11 の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知（第 8 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 13 補助対象者は、第 12 の規定により補助金の交付すべき補助金の額を確定した後、に交付するものである。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 14 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 資材を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき

(補助金の返還)

第 15 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。